

パーソナルデータに関する検討会について

平成26年5月

内 閣 官 房

情報通信技術(IT)総合戦略室
パーソナルデータ関連制度担当室

平成26年5月8日
第23回創業・IT等WG資料

資料2

1. パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針の概要

1. 制度見直し方針の背景と方向性

第63回 IT総合戦略本部決定
(H25.12.20) 概要資料から抜粋

<背景>

- ビッグデータのうち特に利用価値の高いとされているパーソナルデータ（個人の行動・状態等に関するデータ）について、個人情報保護法制定当時には想定されていなかった利活用が行われるようになってきている。
- また、消費者のプライバシー意識が高まってきている一方で、事業者が個人情報保護法を遵守していたとしても、プライバシーに係る社会的な批判を受けるケースも見受けられる。

<方向性>

1. ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し

- 保護されるパーソナルデータの範囲の明確化
- パーソナルデータ利活用のため、個人データを加工し個人が特定される可能性を低減したデータに関し、第三者提供にあたり本人同意を要しない類型とし、当該類型を取り扱う事業者が負うべき義務等を法的に措置
- センシティブデータについてはその特性に応じた取扱いを検討

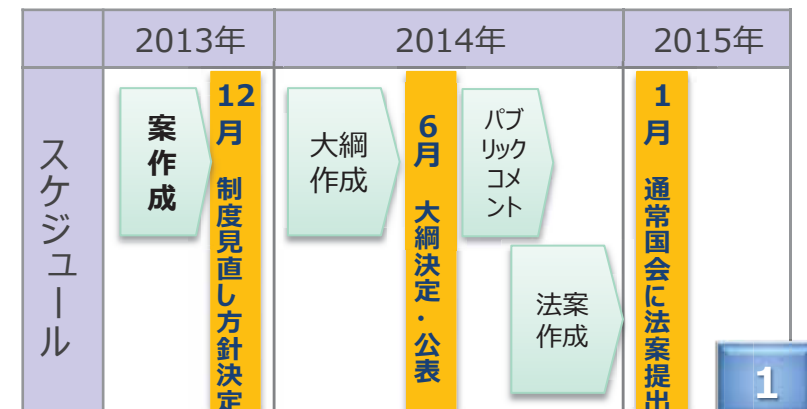
2. プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し

- パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進するため、分野横断的統一見解の提示や行政処分等を行う、独立した第三者機関の体制を整備

2. 今後のスケジュール

- 2013年12月 制度見直し方針案決定
- 2014年 6月 大綱決定・公表
パブリックコメント
- 2015年 1月 通常国会に法案提出

※欧米を含めた諸外国の制度変更との整合性を図る

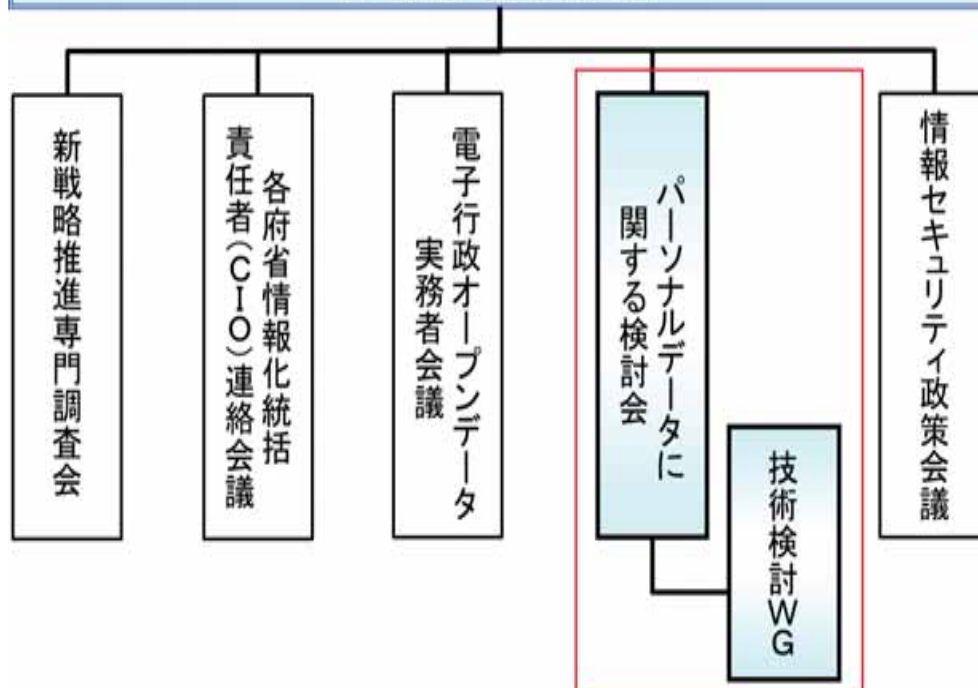


2. パーソナルデータに関する検討会について

パーソナルデータに関する利活用ルールの明確化等に関する調査及び検討を行う

座長 : 宇賀克也 東京大学教授
委員 : 研究者、弁護士、消費者、経済界から人選
オブザーバ : 消費者庁、特定個人情報保護委員会
事務局 : 内閣官房 IT総合戦略室、総務省、経済産業省

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT総合戦略本部)



伊藤 清彦	公益社団法人経済同友会常務理事
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
金丸 恭文	フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長兼社長
佐藤 一郎	国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授
宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
鈴木 正朝	新潟大学法科大学院教授
滝 久雄	株式会社ぐるなび代表取締役会長
長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長
松岡 万里野	財団法人日本消費者協会会長
椋田 哲史	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
森 亮二	英知法律事務所弁護士
安岡 寛道	株式会社野村総合研究所上級コンサルタント
山本 隆一	東京大学大学院情報学環・学際情報学府准教授

3. 大綱策定に向けた基本的な考え方 (1/2)

事業者等の課題・ニーズ

- ① 現行の個人情報保護法における個人情報の定義の明確化、保護の対象となるパーソナルデータの範囲の明確化、パーソナルデータの種類に応じた事業者の義務・取扱いルール of 明確化
- ② 本人からの同意取得に関するルールの明確化（カメラによる顔画像の取得など個別に同意を取得することが困難な場合の扱い、入手後の利用目的変更時の再同意取得に係る負担の低減 など）
- ③ 医療等情報の定義、取扱いルールの明確化
- ④ 事業者が過度な負担を負うことなく、EUから従業員や顧客のパーソナルデータを日本国内への移転を可能とする制度整備
- ⑤ 第三者機関の設立と主務大臣との権限整理（多重行政の回避）
- ⑥ 自由なパーソナルデータの流通・利用の実現と、事業者の義務・負担の在り方の明確化

消費者の意識（※）

- ① ビッグデータにおける個人の生活情報の利活用について、4割弱が「期待と不安が同じくらい」、1割強が「不安が期待より大きい」、3割弱が「不安が期待よりやや大きい」と感じている。
- ② 自身が受けるサービス以外での利活用に対する抵抗感は情報種類別に異なる（例えば、「自身の画像」については9割弱と高い一方、「食品・衣料品など日常の購買履歴」については4割強となっている）。
- ③ 自身の生活情報の提供に対する抵抗感は、8割強が「情報を社内で活用する際、個人を特定できないような加工技術を用いる」場合に、また、8割弱が「情報を提携先に提供する際、個人を特定できないよう事前に加工処理を行う」場合に、それぞれ軽減する傾向がある。
- ④ 診療情報（患者のパーソナルデータ等）を活用して医療サービスの進展に活用することについては、8割弱が許容できる・条件によっては許容できるとしている。
- ⑤ 6割前後が、自分の情報の削除ができることや、企業などが情報の利用範囲を明示することなどを重要視している。
- ⑥ プライバシー保護のためには、7割強が個人情報の適切な取扱いを判断できる窓口（公的機関及び事業者）の設置、6割強が個人情報の保護に関する普及啓発活動や世界規模でプライバシールールの整合性を図ること、などを必要としている。

3. 大綱策定に向けた基本的な考え方 (2/2)

見直しに当たっての基本的な考え方

- ① 事業者が個人の権利利益を保護しつつパーソナルデータを利活用することを促進するため、個人情報や「個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータ（以下「(仮称)匿名化データ」という。）」などの各定義の明確化と、それらを取り扱う際に事業者が従うべきルールの明確化を行う。
- ② ①の事業者が従うべきルールの明確化に当たっては、事業者の負担に配慮しつつも、本人が、自分のパーソナルデータが法令に従って使用されているか、権利利益が保全されているか否かについて確認できる手段を用意する。
- ③ 個人情報及びプライバシー保護を前提としパーソナルデータの利活用を促進するため、現行の主務大臣制との関係を整理しつつ、事業者の個人情報の取扱いが合法的かどうかの統一的な法解釈と、適切な取扱いが行われていない場合に必要な法執行が行える体制として、第三者機関を整備する。
- ④ 諸外国の制度との調和を図りつつ、我が国においてパーソナルデータの利活用とプライバシーの保護が最適なバランスで実現可能となる制度を構築する。
- ⑤ 医療等情報については、その利活用が、公益のみならず、最終的には本人の利益として還元されるものであることを踏まえ、適切な取扱いの在り方を検討する。

4. 大綱に向けたパーソナルデータに関する検討会の検討予定

○第6回会合：3月27日

- ・大綱に向けた議論の進め方
- ・第三者機関

○第7回：4月16日、第8回会合：4月24日

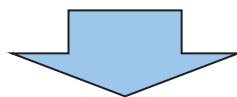
- ・定義
- ・個人の権利利益と個人情報取扱事業者の義務

○第9回会合：5月中旬（予定）

- ・医療等情報の取扱い
- ・認定個人情報保護団体等
- ・罰則、その他

○第10回会合：5月下旬（予定）

- ・大綱検討会案（事務局案）



- 6月 大綱検討会案の取りまとめ
大綱案の各省協議
IT総合戦略本部における大綱決定
- 7月 大綱のパブリックコメント

**「個人情報」等の定義と
「個人情報取扱事業者」等の義務について
(事務局案)**

<概要編>

2014-4-16

はじめに

- 我が国の成長戦略においては、**パーソナルデータ**（個人の行動・状態に関するデータ）を個人の利益のみならず**公益のために積極的に利活用することにより、新ビジネスや新サービスの創出と既存産業の活性化を促進**することを目指している。
- しかしながら、情報通信技術の急速な進展に伴い、パーソナルデータの利活用が**個人情報保護法制定当時には実現が困難であった方法により行われるようになってきており、個人情報に該当するかどうかの判断が困難ないわゆる「グレーゾーン」が拡大**するなど、利活用にあたって遵守すべきルールが曖昧になってきている。また、このような状況において、自分のパーソナルデータが悪用されるのではないかという**消費者の不安が顕在化**しており、事業者が個人情報保護法を遵守していたとしてもプライバシーに係る社会的な批判を受けるケースが見受けられ、事業者の**パーソナルデータの利活用を躊躇させる要因**の一つとなっている。
- これらの問題の解決には、事業者が、**個人情報及びプライバシーの保護**について消費者の理解を得つつ、パーソナルデータを積極的に**利活用**することを可能とする、**新たな制度整備が必要**である。
- その際、企業活動がグローバル化する中、国境を越えた情報の流通が容易となるよう、**センシティブデータの扱いや事業者の適用除外規定**など、各国の状況を踏まえ、**国際的調和の取れた日本として最適な制度**を考える必要がある。

対応方針

① グレーゾーンの拡大

- ・保護されるパーソナルデータの定義とルールを明確化
- ・個人情報であるか否かの判断主体・基準を明確化

② パーソナルデータを活用する新たな環境

「個人が特定される可能性を低減したデータ」を活用し、個人情報及びプライバシーの保護に配慮したパーソナルデータの「事業者内での目的外利用」や「第三者提供」を可能とする環境

③ 国際的な調和

○ 機微情報

同じ個人情報でも、その内容によっては、差別やプライバシー侵害につながりやすいものもあるため、特に適正な取扱いを要するものを「機微情報」として定義し、その取扱いを規定する

○ 取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の取扱い

事業者の負担に配慮しつつ、個人情報の利活用実態に即した基準に変更

④ その他

○ 「保有個人データ」の保有期間の見直し

事業者の負担を考慮しつつ、個人情報の利活用実態に即した基準に変更

- ・事業者間で共通で利用する識別子等を新たに「(仮称)準個人情報」として定義し、その取扱いをルール化
- ・第三者へ情報提供する際の個人情報の判断基準が提供者基準であることの明確化等

プライバシー保護に配慮した、利活用推進のため、新たに「(仮称)個人特定性低減データ」を定義し、その取扱いをルール化

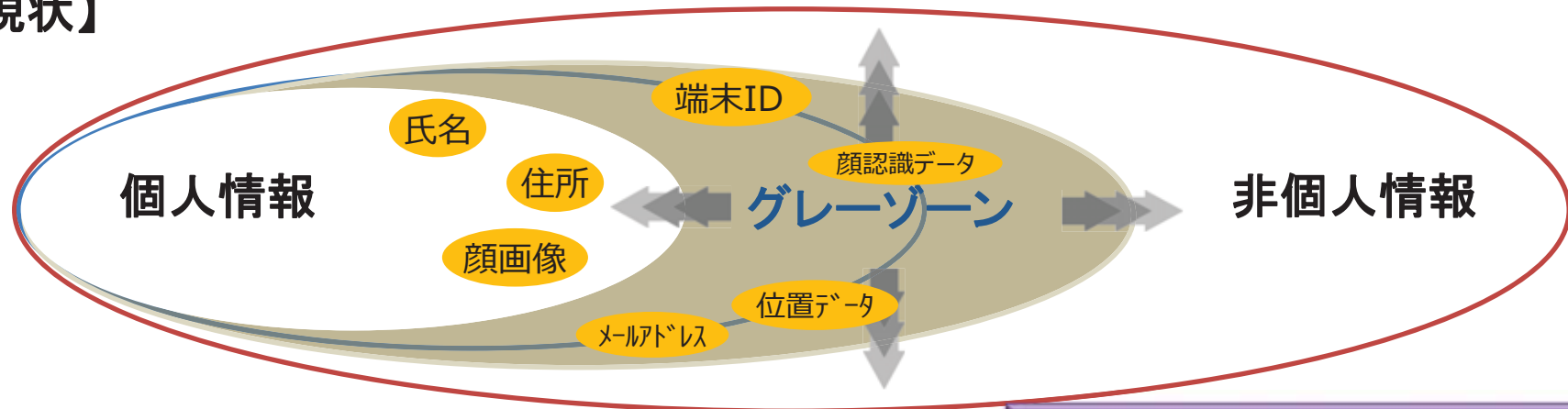
○ 機微情報を定義し、特別な取扱いをルール化

○ 5,000件の適用除外条件を削除し、新たな基準を設定

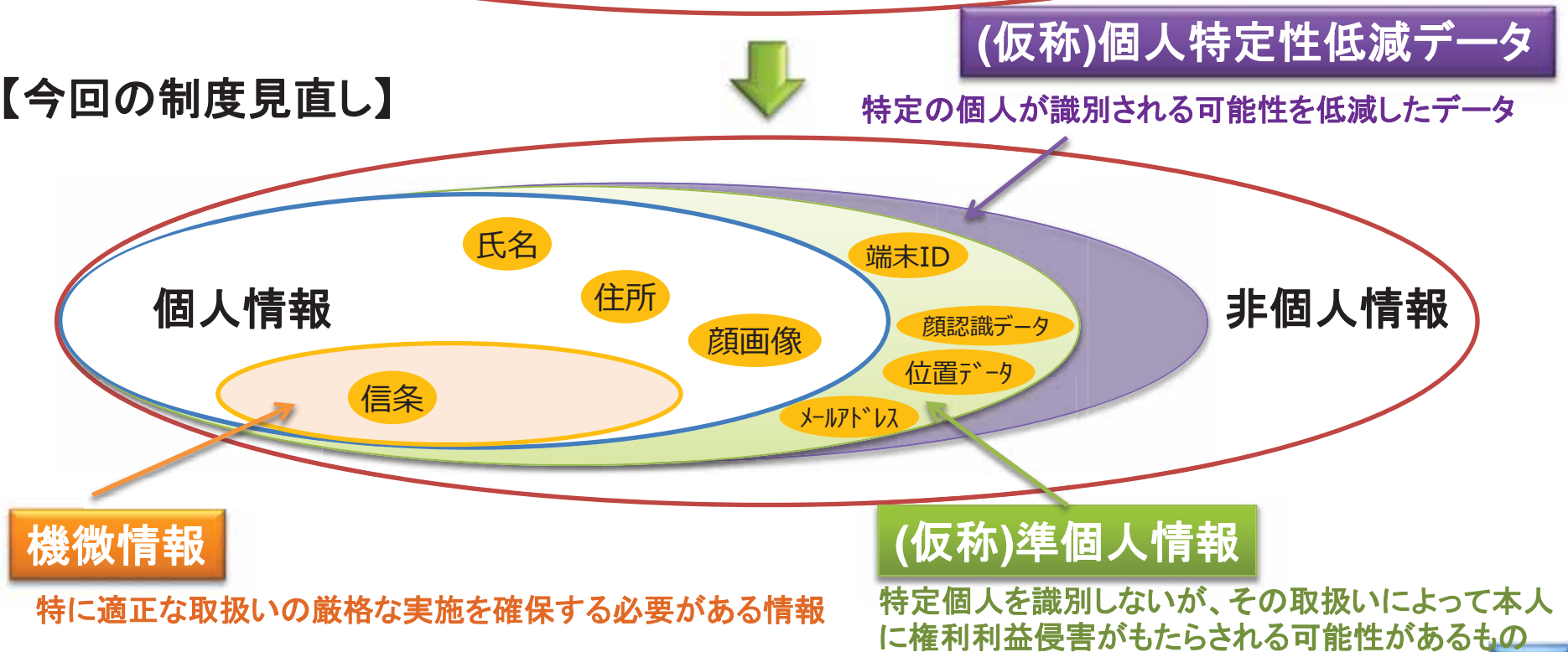
○ 利用目的の公表等の適用除外となる「6か月以内」の規定を削除

今後の保護されるパーソナルデータの概念図

【現状】



【今回の制度見直し】



機微情報

特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある情報

(仮称)個人特定性低減データ

特定の個人が識別される可能性を低減したデータ

(仮称)準個人情報

特定個人を識別しないが、その取扱いによって本人に権利利益侵害がもたらされる可能性があるもの